

## ② 介護報酬の解釈 1 単位数表編

V 総合事業の訪問型・通所型サービス〔介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）等〕 ※サービス名横の【 】内は1単位数表編での掲載ページ数

### 1 訪問型サービス費【P1569】

#### ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百三十一の二〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

#### ◇介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老認発0319第3号第2の2(9)〕

介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

※(9)の新設により、以降、項番を1ずつ繰り下げる。

### 2 通所型サービス費【P1582】

#### タ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※区分支給限度基準額の算定対象外

【厚生労働大臣が定める基準】→大臣基準告示・百三十八〔③〔法令編〕I-(3)掲載〕

#### ◇介護職員等ベースアップ等支援加算について〔老認発0319第3号第2の3(15)〕

介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和4年6月21日老発0621第1号→③〔法令編〕IV-(2)掲載〕）を参照すること。

※(15)の新設により、以降、項番を1ずつ繰り下げる。